

## 【表紙】

【発行登録番号】	30 関東1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月26日
【会社名】	TOTO株式会社
【英訳名】	TOTO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 喜多村 円
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号
【電話番号】	北九州 093(951)2106
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・経理本部長 吉岡 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号（汐留ビルディング） TOTO株式会社 東京総務部
【電話番号】	東京 03(6836)2002
【事務連絡者氏名】	東京総務部長 木下 康輔
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成30年7月8日）から2年を経過する日（平成32年7月7日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注）1 523,000,000円（注）2 （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計を合算した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	未定（注1）
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	未定
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	0円
申込取扱場所	未定
割当日	未定（注2）
払込期日	該当事項はありません。（注3）
払込取扱場所	該当事項はありません。

（注1） 新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が別途定める数の新株予約権を割り当てる。また、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

（注2） 新株予約権発行の日は未定です。

（注3） 無償にて発行しますので、払込期日はありません。

（注4） 買収防衛策の一環として新株予約権証券を発行するものであります。詳しくは後記「第3 その他の記載事項」をご参照ください。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	TOTO株式会社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株。
新株予約権の目的となる株式の数	未定。新株予約権の目的となる株式の数は1株以下とする。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり金1円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定(注1)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定(注2)
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	未定(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

(注1) 新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、(注3)2)記載の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金額の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(注2) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

1) ( ) 特定大量保有者、( ) 特定大量保有者の共同保有者、( ) 特定大量買付者、( ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは( ) 上記( ) ないし( ) に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、( ) 上記( ) ないし( ) に該当する者の関連者(以下、( ) ないし( ) に該当する者を「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。)

「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含む。)

「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下本において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。

「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めたと者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義される。)をいう。

2) 上記1)にかかわらず、下記 ないし の各号に該当する者は、非適格者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)

当社を支配する意図がなく上記1)( )の特定大量保有者に該当することになったものである旨当社取締役会が認めた者であつて、かつ上記1)( )の特定大量保有者に該当することになった後10日(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)( )の特定大量保有者に該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)( )の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(上記1)( )ないし( )に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

3) 新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項に関する誓約文言ならびに行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座(特別口座を除く。)等の必要事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

4) 新株予約権を有する者が本新株予約権の行使の条件により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(注3) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は以下のとおりとする。

1) 当社は、上記新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

2) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

3) 非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として現金の交付は行わないものとする。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込は、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込の手取金の額は未定です。

### (2)【手取金の使途】

未定

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は平成25年6月27日開催の当社第147期定時株主総会において承認をいただきました、当社株式の大量買付行為に関する対応方針を、平成28年6月29日開催の当社第150期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認を得た上で、一部改定して更新いたしました（以下、一部改定した新しいプランを「本プラン」といいます。）。その内容は以下の通りです。

また、平成30年6月26日開催の当社第152期定時株主総会において、社外取締役が新たに選任されましたので、同日開催の取締役会において、特別委員会委員の一部交代を決議しております。現在の特別委員会の委員については、別紙1の通りです。

### 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

#### 1. 基本的な考え方

当社は、大正6年の創業以来、一貫して「社会の発展への寄与」を理念とする経営を行ってまいりました。水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化創造にあたっては、たゆまぬ研究開発と市場開拓を行い、必要な設備や人財（注）育成に長期的投資を行うことによって、日本市場の中で、「環境配慮」を実現する節電・節水技術の開発、「清潔・快適」「ユニバーサルデザイン」を実現する素材開発、「安心・信頼」を実現するピフォア・アフターサービス体制等、総合的な事業活動による価値の創造と提供を図ってまいりました。現在では、日本市場で築いた事業モデルを活かし、米州・アジアをはじめとする世界の水まわり市場の積極開拓により、一層の価値向上を図る一方、日本の水まわり市場において確固たる地位を築いたことによる供給責任にも応えています。創業以来長きにわたり広く社会の発展に寄与し続けたことが、現在の当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながっています。

当社は、公開会社として、当社株券等を保有する株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様への期待に応え続けるためにも、これまでに築いた当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことなく、長期にわたって持続的に向上させていくことが必要と考えております。

そこで、特定の者又はグループによって当社株券等の大量買付行為が行われた場合には、これまで当社の企業価値を支えていただいた株主の皆様のために、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの判断材料の提供と検討期間を確保すると共に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しないと判断される場合には一定の対抗措置を講じることができるよう大量買付行為に関する対応方針を定めておくことが必要と考えています。

（注）当社グループで働くすべての人々は「次世代を築く貴重な財産である」という考えから、「人材」ではなく「人財」と表記しています。

#### 2. 基本的な考え方の実現に資する取り組み

##### (1) 社是・企業理念及び中長期経営計画

当社グループは、社是「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業を目指します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しております。

当社の企業価値の源泉は、

高品質な製品を提供し続けてきた高度な生産技術力、

ユニットバス・ウォシュレット等の新たな生活文化の創造に寄与する商品やネオレスト・ハイドロテクト等の環境配慮商品を創造してきた研究開発力、

お客様の多様なニーズにきめ細やかに対応できる高品質かつ豊富な商品群、

お客様に安心・安全・信頼の証として認知された企業ブランド、

取引先との良好かつ長期的なパートナーシップに基づく販売力、  
前記～の維持・発展を担う従業員等にあります。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、創立100周年を迎える平成29年（2017年）における当社の目指す姿と、その実現に向けた戦略フレームを示した長期経営計画「TOTO Vプラン2017」を策定し、グループを挙げて取り組みを推進しております。

その戦略フレームは、コーポレート・ガバナンスの強化、「国内住設」「海外住設」「新領域」の3つの事業軸と、3つの全社横断革新活動「マーケティング革新」「デマンドチェーン革新」「マネジメントリソース革新」の推進です。これらの事業活動を、「TOTOグローバル環境ビジョン」を推進エンジンとして、グループを挙げて取り組んでいます。

なお、平成28年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸でさらに強化して推進しています。

平成29年度の経営計画目標は、連結売上高6,500億円、連結営業利益610億円、ROA10%以上（営業利益ベース）、ROE10%以上（純利益ベース）です。

## （2）コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、経営の客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し、企業価値を永続的に向上させることが企業経営の要であると考えます。当社は監査役会設置会社の枠組みの中で、意思決定と監督、及び効果的かつ効率的な執行業務の仕組みを構築し、企業価値の持続的な向上を図っています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

### 取締役及び取締役会

取締役全員で構成する取締役会は、全社・全グループ最適視点の意思決定を行うことはもちろんのこと、ステークホルダー最適視点の意思決定、及び取締役相互の職務執行監督を行っています。また、自らの業務執行を実践していくために、取締役会議長及び社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています。（取締役兼執行役員）

社外取締役には当社グループが目指す経営を実践している先進企業の経営経験者を招聘しています。社外取締役は経験豊富な経営者としての高い知見に基づき、経営全般について様々な助言と提言を行っています。また、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

なお、すでに招聘している社外取締役2名に加えて、本定時株主総会では社外取締役を新たに1名追加する選任議案を上程いたします。本定時株主総会において社外取締役の選任議案がすべて承認された場合、当社の社外取締役3名はすべて「当社独立役員基準」を満たす独立役員（以下「独立役員」といいます。）となる予定です。これにより、取締役13名中3名が独立役員となります。

### 監査役及び監査役会

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

なお、社外監査役は2名とも独立役員です。

### 報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員4名を含む社外委員5名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

なお、本定時株主総会後の委員会構成は、独立役員5名を含む社外委員6名、社内委員1名となる予定です。

### 指名諮問委員会

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員4名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

なお、本定時株主総会後の委員会構成は、すべて独立役員である社外委員5名、社内委員4名となる予定です。

#### 特別委員会

特別委員会は、本プランの導入に伴い設置するものであり、取締役会に対し本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行います。

公正性及び中立性の確保に資するため、当社の社外取締役、社外監査役により構成されています。

なお、本定時株主総会後の委員会構成は、社外取締役3名、社外監査役1名であり、すべて独立役員となる予定です。

当社では、証券取引所により確保することを義務付けられている独立役員の独立性基準を充足することを前提に、当社としてさらに要件が厳格な独自の「当社独立役員基準」を設けて社外に開示しており、社外取締役及び社外監査役の候補者がその基準を満たす者であることを指名諮問委員会で確認したうえで選任しております。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者(下記(3)に定義します。)が大量買付行為(下記(3)に定義します。)を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請すると共に、係る手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、係る手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、係る大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て(会社法第277条以下に規定されています。)の方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるといふものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。本新株予約権の概要については、下記(4)「本新株予約権無償割当ての概要」をご参照ください。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、係る行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

当社は、本プランにつき株式会社東京証券取引所の規則に基づき適時開示を行うと共に、当社のホームページ(<http://www.toto.co.jp/company/ir/>)に本プランを掲載いたします。

#### (2) 本プランへの更新手続 - 本定時株主総会における承認

本プランへの更新にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映するため、本定時株主総会における決議により本プランをご承認いただくための議案を上程いたします。

#### (3) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

##### 対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下の . もしくは . に該当する行為又はこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- . 当社が発行者である株券等\*1 について、保有者\*2 の株券等保有割合\*3 が20%以上となる買付け
- . 当社が発行者である株券等\*4 について、公開買付け\*5 に係る株券等の株券等所有割合\*6 及びその特別関係者\*7 の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

\*1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

\*2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において別段の定めがない限り同じとします。

\*3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

\*4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。ii.において同じとします。

\*5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

\*6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

\*7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

## 本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記に定める特別委員会に提供するものとします。当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、大量買付者から当初提供していただいた情報では株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会及び特別委員会が別途請求する追加の情報を大量買付者から日本語で提供していただきます（なお、当社取締役会及び特別委員会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求は行わないものとし、上記買付提案書が発送された日から起算して60日を経過した後は、原則として、追加情報提供の要求を行わないものとし、ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて30日間を限度に情報提供要求期間を延長することができるものとします。）。係る追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10日以内に行うものとし、

- ・ 大量買付者及びそのグループ\*1の詳細\*2
- ・ 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ・ 大量買付行為の目的\*3、方法及び内容\*4
- ・ 大量買付行為の対価の額の算定根拠\*5の概要
- ・ 大量買付行為の資金の裏付け\*6
- ・ 大量買付行為の後の当社及び当社グループの経営方針、経営者候補\*7、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策\*8
- ・ 大量買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ・ 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ・ 反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無\*9及び関連性が存在する場合にはその内容
- ・ その他当社取締役会及び特別委員会が合理的に必要と判断する情報

\*1共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。

\*2具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。

\*3支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。

\*4大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。

\*5算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）並びにその算定根拠等を含みます。

\*6資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。

\*7当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。

\*8ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。

\*9直接的であるか間接的であるかを問いません。

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等に情報開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様ご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様等に情報開示いたします。

## 当社取締役会の検討手続

大量買付者から提出された本必要情報が株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たしていると当社取締役会及び特別委員会が判断した場合、当社取締役会は、その旨並びに取締役会評価期間（以下に定



義します。)の始期及び終期を、直ちに大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って適時かつ適切に行います。

当社取締役会は、大量買付行為の評価・検討の難易度に応じて、大量買付者に対する上記通知の発送日の翌日から

- ・ 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合は60日以内
- ・ その他の大量買付行為の場合には90日以内

を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)とし、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知すると共に、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ(ただし、下記に定める株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主総会の終結後においてのみ)、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記に定める不発動決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### 特別委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。

特別委員会は、3名以上7名以下の委員より構成され、委員は当社取締役会が当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)から選任するものとします。

本プランへの更新時の特別委員会の委員には、別紙1記載の各氏を予定しております。特別委員会規則の概要は、別紙2「特別委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、特別委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示いたします。

#### 対抗措置の発動の条件

- ・ 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

- ・ 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示及び株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議及び交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当する大量買付行為は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
  - ア) 当社株券等を買占め、その当社株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - イ) 当社の経営を一時的に支配して、重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙うような行為
  - ウ) 当社の会社資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (b) 大量買付者の提案する当社株券等の買付方法が、最初の買付けで当社の全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に当社株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付けである場合

#### 対抗措置の発動を判断するにあたっての手續

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等（当社が費用を負担するものとします。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、特別委員会による上記勧告に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

なお、上記 . の場合、当社取締役会が、大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断したときには、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することもできるものとします。また、特別委員会も、株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告をすることができるものとし、特別委員会によりその旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。

#### 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記 . の場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動に関する決定を行います。また、上記 . の場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不発動の決定に係る通知を「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に情報開示いたします。大量買付者は、取締役会評価期間経過後（ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主総会の終結後）又は当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

なお、当社取締役会は、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問したうえで再度審議を行い、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行います。また、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断した場合には、上記 に記載のとおり、株主意思確認総会を開催して株主の皆様を判断を仰ぐ場合もあります。

また、当社取締役会は、上記の対抗措置の発動又は中止に関する決定を行った場合、直ちに当該決定の概要、株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に情報開示いたします。

- (4) 本新株予約権無償割当ての概要（詳細については、別紙3「新株予約権の要項」をご参照ください。）

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して1株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、大量買付者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者及びその関係者以外の本新株予約権者から、1株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式と引き換えに本新株予約権1個を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会及び特別委員会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示いたします。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

更新後の本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、本プランは平成28年5月20日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃、金融商品取引所が定める諸規則の整備、重要な裁判所の判断により本プランの規定に反映するのが適切である場合、また誤字・脱字の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更することがあります。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に情報開示いたします。

また、平成31年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、更新又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。

## 4. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

### (2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としていること

本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランへの更新にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、上記3.(2)に記載のとおり、本定時株主総会において、本プランのご承認をお諮りします。本定時株主総会において本プランをご承認いただけない場合は、本プランへは更新されず、廃止されることとなります。また、上記3.(5)にて記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランへの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の決定を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記3.(3)に記載のとおり、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問に加え、本プランに従い対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断した場合には、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記3.(3)に記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会は、当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者により構成されます。

加えて、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐと共に、特別委員会の判断の概要については適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

### (5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(3)及びに記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 外部専門家等の意見の取得

本プランにおいては、上記3.(3)に記載したとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び特別委員会が、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び特別委員会による判断の公正性及び客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3.(5)にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができることとしており、デッド・ハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができずその発動を阻止するのに時間が掛かる買収防衛策)でもありません。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)に記載する手続により、本新株予約権の要項において本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社が係る取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項において本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大量買付者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証事項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株以下で当社取締

役会が定める数の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

#### 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項において本新株予約権の行使が禁じられている大量買付者及びその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

別紙1

## 特別委員会委員の氏名

特別委員会の委員は以下の4名です。

氏名 榊田 和彦(ますだ かずひこ)

略歴 昭和40年4月 住友軽金属工業株式会社(現 株式会社UACJ)入社  
 平成8年6月 同社取締役 軽金属第一部長  
 平成9年4月 同社取締役 支配人  
 平成9年10月 同社取締役 板事業部 副事業部長  
 平成10年10月 同社取締役 メモリーディスク事業部 副事業部長  
 平成11年6月 同社常務取締役 メモリーディスク事業部長  
 平成13年4月 同社常務取締役  
 平成13年6月 同社専務取締役  
 平成16年6月 同社代表取締役社長  
 平成21年6月 同社代表取締役会長  
 平成25年6月 同社相談役  
 平成25年10月 株式会社UACJ相談役  
 平成26年6月 当社社外取締役(現任)  
 平成28年6月 株式会社UACJ名誉顧問(現任)

氏名 下野 雅承(しもの まさつぐ)

略歴 昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社  
 平成4年1月 同社よりIBM Corporation (USA) 出向  
 平成12年4月 同社理事 サービス事業アウトソーシング・サービス担当  
 平成13年4月 同社取締役 ITS・アウトソーシング事業担当  
 平成15年7月 同社常務執行役員 サービス事業担当  
 平成19年1月 同社専務執行役員  
 平成22年7月 同社取締役副社長執行役員  
 平成28年1月 同社最高顧問  
 平成28年6月 当社社外取締役(現任)  
 平成29年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社副会長  
 平成29年9月 同社取締役副会長(現任)

氏名 津田 純嗣(つだ じゅんじ)

略歴 昭和51年3月 株式会社安川電機製作所(現 株式会社安川電機)入社  
 平成10年6月 米国安川電機株式会社 取締役副社長  
 平成15年8月 株式会社安川電機 モーションコントロール事業部 インバータ事業担当部長  
 平成16年3月 同社モーションコントロール事業部 インバータ事業統括部長  
 平成17年6月 同社取締役 モーションコントロール事業部 インバータ事業統括部長  
 平成18年3月 同社取締役 インバータ事業部長  
 平成19年3月 同社取締役 ロボット事業部長  
 平成21年6月 同社常務取締役 ロボット事業部長  
 平成22年3月 同社取締役社長 人づくり推進担当 営業統括本部長  
 平成24年6月 同社代表取締役社長 人づくり推進担当 営業統括本部長  
 平成25年3月 同社代表取締役会長兼社長 人づくり推進担当 マーケティング本部長  
 平成26年9月 同社代表取締役会長兼社長 人づくり推進担当 マーケティング本部長  
 人材多様性推進室長  
 平成28年3月 同社代表取締役会長(現任)  
 平成30年6月 当社社外取締役(現任)

氏名 竹本 正道(たけもと まさみち)

略歴 昭和42年4月 日東電気工業株式会社(現 日東電工株式会社)入社  
平成9年6月 同社取締役  
平成12年6月 同社常務取締役  
平成13年4月 同社代表取締役 取締役社長  
平成15年6月 同社代表取締役 取締役社長 兼 代表執行役員  
平成16年6月 同社代表取締役 取締役社長 CEO 兼 COO  
平成20年4月 同社代表取締役 取締役会長 CEO  
平成21年4月 同社代表取締役 取締役会長  
平成22年6月 同社相談役  
平成23年6月 当社社外監査役(現任)  
平成29年6月 日東電工株式会社 特別顧問(平成30年6月退任)

上記の各氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

また、当社は、榊田和彦氏、下野雅承氏、津田純嗣氏及び竹本正道氏を、各証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員として届け出ております。

以 上

## 別紙2

## 特別委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入に伴い、特別委員会を設置する。特別委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 特別委員会の委員は、3名以上7名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）

現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）、会計参与、執行役又は支配人その他の使用人（以下、併せて「取締役等」という。）となつたことがない者

現在又は過去における当社グループの取締役等（重要でない者を除く。）の配偶者又は3親等以内の親族でない者

当社グループの主要な借入先である金融機関において、直近5年間取締役等となつたことがない者

当社グループとの間で、最近5事業年度のいずれかの年度に双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある取引先において、直近5年間取締役等となつたことがない者

当社グループから最近5事業年度のいずれかの年度に合計1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近5年間所属していた者をいう。）でない者

当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接的又は間接的に保有している株主をいう。）又は当社が主要株主である会社、当該会社の親会社、子会社又は関連会社の取締役等でない者

2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

3 委員の任期は、平成28年3月期定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成31年3月期定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員及び当社各取締役は、係る決議にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か

買付提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するか否かの決定並びに対抗措置の発動又は不発動

対抗措置の中止

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合に、対抗措置の発動の要否につき株主総会に諮るべきであるか否か

ないし、のほか、本プランにおいて特別委員会が権限を与えられた事項

本プランに関して取締役会が特別委員会に諮問した事項

取締役会が、別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項



- 第4条 特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 第5条 特別委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 第6条 取締役会は、その決議により、特別委員会を招集することができる。
- 第7条 取締役会は、特別委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役を特別委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう特別委員会に求めることができる。
- 第8条 特別委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

以上

## 新株予約権の要項

## 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

## (1) 新株予約権の内容及び数

下記2.記載の事項を含む内容の新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数の新株予約権を割り当てる。

## (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

## (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

## 2. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株以下で当社取締役会が定める数とする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は金1円とする。

## (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、(7)項2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金額の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

## (4) 新株予約権の行使の条件

1) ( ) 特定大量保有者、( ) 特定大量保有者の共同保有者、( ) 特定大量買付者、( ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは( ) 上記( ) ないし( ) に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、( ) 上記( ) ないし( ) に該当する者の関連者（以下、( ) ないし( ) に該当する者を「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23 第1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27 条の23 第3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券保有割合（同法第27 条の23 第4 項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めたとを含む。）。

「共同保有者」とは、金融商品取引法第27 条の23 第5 項に定義される共同保有者を指し、同条第6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めたとを含む。）。

「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27 条の2 第6 項に定義される。）によって、当社が発行者である株券等（同法第27 条の2 第1 項に定義される。以下本 において同じ。）の買付け等（同法第27 条の2 第1 項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7 条第3 項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27 条の2 第8 項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。

「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義される。)をいう。

2) 上記1)にかかわらず、下記ないしの各号に該当する者は、非適格者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)

又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)

当社を支配する意図がなく上記1)( )の特定大量保有者に該当することになったものである旨当社取締役会が認めた者であって、かつ上記1)( )の特定大量保有者に該当することになった後10日(ただし、当社取締役会は係る期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)( )の特定大量保有者に該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)( )の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(上記1)( )ないし( )に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

3) 新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項に関する誓約文言並びに行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座(特別口座を除く。)等の必要事項を記載した書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

4) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 当社による新株予約権の取得

1) 当社は、上記(3)項に規定する新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができる。

2) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

3) 非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として現金の交付は行わないものとする。

(8) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成28年5月20日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上



## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第152期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）  
平成30年6月26日関東財務局長に提出

事業年度 第153期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）  
平成31年7月1日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第154期（自平成31年4月1日 至平成32年3月31日）  
平成32年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第153期第1四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日）  
平成30年8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第153期第2四半期（自平成30年7月1日 至平成30年9月30日）  
平成30年11月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第153期第3四半期（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日）  
平成31年2月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第154期第1四半期（自平成31年4月1日 至平成31年6月30日）  
平成31年8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第154期第2四半期（自平成31年7月1日 至平成31年9月30日）  
平成31年11月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第154期第3四半期（自平成31年10月1日 至平成31年12月31日）  
平成32年2月14日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成30年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月26日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録書提出日（平成30年6月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録書提出日（平成30年6月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

TOTO株式会社本社  
（福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

### 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。